

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号    -    )

処 分 名	贈与税・相続税の納税猶予、金融支援または会社法特例の適用の前提となる認定	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項	
所管部課グループ名	産業技術課工業・繊維グループ（電話 0776-20-0370（内線 2745））	
審 査 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の規定に合致していること。</li>   <li>・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項から第 14 項までに基づく申請書および書類の提出があること。</li> </ul>
	設定年月日    平成 30 年 9 月 13 日設定（令和 3 年 9 月 3 日最終変更）	
標準処理期間	2    月（贈与税・相続税の納税猶予、金融支援） 1    月（会社法特例）	
設定年月日    平成 30 年 9 月 13 日設定（令和 3 年 9 月 3 日最終変更）		